

最低制限価格の設定対象の拡大について (お知らせ)

【趣旨】

本市で行う競争入札において、更なるダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の設定対象を次のとおり拡大します。

今後とも、本市の入札契約制度への御協力をお願いします。

【適用年月日】

令和3年4月1日以降に公告又は指名通知する競争入札から適用します。

【主な改正点】

最低制限価格の設定対象について、次のとおり拡大します。

(鶴ヶ島市建設工事等最低制限価格制度実施要領)

	改正後	現 行
設定対象	建設工事 予定価格税込130万円超	建設工事 予定価格税込3,000万円以上
	建設工事の設計・調査・測量 予定価格税込50万円超	

【参考】

最低制限価格の算出方法については、「鶴ヶ島市建設工事等最低制限価格制度実施要領」に基づきます。詳しくは、要領を参照ください。

	算出方法	範 囲
建設工事	要領第3条の規定により算出した額	上限 予定価格の10分の9.2 下限 予定価格の10分の7.5
測量業務	要領第4条の規定により算出した額	上限 予定価格の10分の8.2 下限 予定価格の10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務 土木関係の建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	要領第4条の規定により算出した額	上限 予定価格の10分の8 下限 予定価格の10分の6
地質調査業務	要領第4条の規定により算出した額	上限 予定価格の10分の8.5 下限 予定価格の3分の2